

○金融監督庁告示第三十一号

保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条
第二号の規定による届出があつたので、同法第百
八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十一年十二月十三日

金融監督庁長官 日野 正晴

外国保険会社等の
商号

シーシーユー インターナ
ショナルインシュアランス
（旧商号）
ピエルシー
ニオン・アッシュャル・ユ
カンパニー・ピー・エル
シー